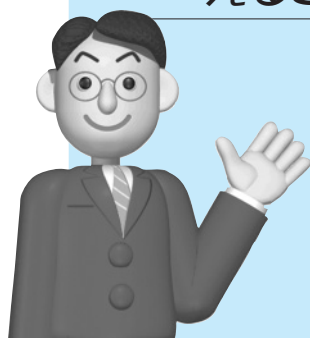


Q 固定資産に関する情報を見ることはできるの？



A 地方税法に基づき、固定資産に関する情報を合志庁舎税務課で公開します。

ただし、縦覧・閲覧するには一定の要件が必要です。納税者本人以外は、お断りする場合がありますので、事前にお問い合わせのうえ、お越しくください。

※縦覧・閲覧には、本人を確認できるもの(運転免許証など)、または送付された納税通知書をお持ちください。

縦覧

自己の土地、家屋の評価額をほかの土地、家屋と比較することができます。ただし、個人を特定した縦覧はできません。縦覧できる人は、市内の土地、家屋に係る納税者、または代理人など(委任状が必要)です。

公開するもの

土地価格等縦覧帳簿
家屋価格等縦覧帳簿

期間

4月3日(月)～6月30日(金)
土・日・祝日を除く

閲覧

納税義務者本人のほか、土地、家屋の賃貸借人なども関係する土地、家屋の課税台帳を見ることができます。

公開するもの

固定資産名寄帳

閲覧できるのは、納税義務者本人、代理人など(委任状が必要)です。

固定資産課税台帳

閲覧できるのは、納税義務者本人または土地、家屋の賃貸借人などおよび代理人など(賃貸借契約書などの提示、委任状が必要)

期間

4月3日(月)から通年
土・日・祝日を除く

Q 評価替えてなに？



A 課税の基礎となる固定資産の価格を「適正な時価」で評価するため、3年ごとに評価替えが行われています。今年は、評価替えが行われる年です。

今回の評価額が次の評価替え(平成21年度)までの固定資産の価格になります。

ただし、土地については下落傾向にある場合、毎年の評価額を見直す場合があります。

納税通知書の内容に不服がある場合は、その賦課決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して不服の申立てをすることができます。

ただし、固定資産の価格について不服がある場合は市長に対する不服の申立てではなく、固定資産評価審査委員会に対する審査の申し出となります。

固定資産税に関する
お問い合わせは

税務課 固定資産税係(合志庁舎)
☎248-1114

